

(2) 農地・水保全管理支払交付金に係る活動実績の適切な確認

勸告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p><b>(農地・水保全管理支払交付金事業の導入の背景等)</b></p> <p>従来、農地周りの農業用排水路等施設は、集落の地域共同活動により保全管理されていたが、近年の過疎化、高齢化、混住化等に伴う集落機能の低下に伴い、その適切な保全管理が困難となってきたほか、自然環境や景観の保全・形成等をめぐる国民の要請への対応が必要となってきた。</p> <p>こうした背景を踏まえ、農林水産省は、平成 19 年度から 23 年度までの 5 か年の事業として農地・水・環境保全向上対策事業を行い、地域ぐるみで行う農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動（水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充などの農地、水路等の資源の日常の管理と、水質保全、生態系保全などの農村環境の保全のための活動。以下、この活動を「共同活動」という。）に対して、交付金（共同活動支援交付金）を交付している（注）。</p> <p>（注） 当該事業では、このほか、平成 22 年度まで化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動等を支援する営農活動支援交付金事業を実施していたが、農地・農業用水等の資源の保全を直接の目的とするものではないため、今回の調査では対象としていない。</p> <p>また、当該事業については、共同活動の強化等を図る観点から平成 22 年度に中間評価が行われ、その結果を踏まえ、23 年度に「農地・水保全管理支払交付金事業」と改められ、従前の共同活動支援交付金に加え、老朽化が進む農地周りの用排水路等の施設を長寿命化するための活動等（例えば、水路の補修・更新など。以下、この活動を「向上活動」という。）に対して、新たに交付金（向上活動支援交付金）が交付されている。</p> <p>さらに、平成 24 年度からは、28 年度までの 5 か年の事業として、農地・水保全管理支払交付金事業を引き続き実施している（以下、平成 19 年度から 23 年度までの事業を「第 1 期対策」と、24 年度から 28 年度までの事業を「第 2 期対策」という。）。</p> <p><b>(農地・水保全管理支払交付金事業の概要)</b></p> <p>農地・水保全管理支払交付金事業の基本的な枠組みは、第 1 期対策と第 2 期対策とで同じであり、以下のとおりとなっている。</p> <p>① 共同活動支援交付金と向上活動支援交付金の対象となる活動に取り組む組織は、農業者、地域住民、自治会、農業者団体等により構成されること等、一定の要件を満たして設立された「活動組織」又は「農地・水・環境保全組織」（注）である。</p> <p>（注） 農地・水・環境保全組織は、当省の調査開始時の平成 24 年度から交付対象となったものであるため、調査対象とはしていない。</p> <p>② 共同活動支援交付金又は向上活動支援交付金の交付を受けるに当たって、活動組織等は、地域協議会（注）が定める地域活動指針（第 2 期対策においては都道府県が定める。）に基づく活動計画を策定し、市町村長と協定を締結するなどの必要な手続を経て採択申請を行うこととされている。採択された活動組織は、交付金の交付を</p>	<p>表 3-(2)-①</p> <p>表 3-(2)-②</p> <p>表 3-(2)-③</p> <p>表 3-(2)-④</p> <p>表 3-(2)-⑤</p>

受け、活動計画に基づく活動を実施し、活動実績の報告を市町村長に毎年度提出することとされている。また、実績報告を受けた市町村長は、当該活動実績について、活動組織から報告された書類等の審査のほか、必要に応じて現地確認により活動の実績を確認し、確認結果を地域協議会や地方農政局等に報告することとされている。

(注) 地域協議会とは、原則、一以上の市町村全域をその区域として、都道府県、関係市町村、農業者団体、非営利団体等を構成員とし、本対策の実施主体として設置されたもの。

**(農地・水保全管理支払交付金制度に基づく活動の状況)**

全国的共同活動及び向上活動の取組状況は、次表のとおり、平成 23 年度においては、共同活動は 46 道府県 19,677 組織で、向上活動は 45 道府県 5,811 組織で行われている。また、同年度において、共同活動には計 142 億 9,700 万円が、向上活動には計 47 億 3,800 万円が国から交付されている。

平成 23 年度から 24 年度にかけての第 2 期対策への移行の際に、交付金によらずに活動を行う組織や、活動を継続するために合併した組織などがあることから、共同活動に取り組む活動組織数は減少している。一方、新たに活動を開始した組織もあることから取組面積は共同活動及び向上活動の双方で増加傾向にある。

表 3-(2)-⑥

表 全国における共同活動及び向上活動の取組状況

(単位：活動組織数、ha)

年度		平成 19	20	21	22	23	24
共同活動	活動組織	17,122	18,973	19,514	19,658	19,677	18,662 (520)
	取組面積	1,160,430	1,361,364	1,425,144	1,433,293	1,429,826	1,455,049
向上活動	活動組織	—	—	—	—	5,811	7,476 (309)
	取組面積	—	—	—	—	236,982	349,290

- (注) 1 農林水産省の資料を基に当省が作成した。  
 2 平成 24 年度実績は、平成 25 年 3 月 31 日時点の数値を取りまとめたものである。  
 3 平成 24 年度の活動組織数のうち、( ) 内の数は、農地・水・環境保全組織の数を示す。

**ア 書類確認**

第 1 期対策及び第 2 期対策では、活動組織等は、共同活動又は向上活動のいずれについても毎年度、市町村長に対して、その活動実績を報告することとされている。

第 1 期対策時において活動組織は、共同活動支援交付金については、実施状況報告書、作業写真整理帳等を、向上活動支援交付金については、実績報告書、活動記録、金銭出納簿等の書類を市町村長に毎年度報告することとされていた。

活動実績の報告を受けた市町村長は、当該活動組織と締結した協定に定められた共同活動又は向上活動が適正に行われているか、書類確認や必要に応じて現地確認を行い、その確認結果を地域協議会や地方農政局等に報告することとされていた。

なお、第 2 期対策からは、活動組織等の事務負担を軽減するため、申請書類及び報告書類の大幅な簡素化が図られている。

表 3-(2)-⑦

**イ 現地確認**

書類確認を行った市町村では、必要に応じて、現地に直接赴き実施状況の確認を行うこととされている。

表 3-(2)-⑧

表 3-(2)-⑨

また、第2期対策における向上活動では、全ての活動組織等の活動期間中に一回以上は現地確認を実施することとされている。

## 【調査結果】

### ア 書類確認

第1期対策における活動組織の実績報告について、市町村から示された書類を基に調査したところ、調査した40市町223組織のうち、約3割の21市町56組織において、以下のような実態がみられた。

- ① 活動計画、作業写真整理帳、活動記録、金銭出納簿等において、活動時期や内容等の記載が整合していないものや記載漏れがみられた（21市町56組織）。
- ② ①のように、実績報告に係る書類の不備により、提出された書類だけでは活動組織の活動実績が確認できないものについては、確認業務を担う市町村が適切に補足確認を行う必要があるところ、i) 市が補足確認を行っていないものや、ii) 市が活動組織に対して聞き取り等により活動内容を補足確認したとしているが、今回示された資料では書類の補正がなされておらず、市が実績確認を行った結果を書類上確認できないものがみられた（3市4組織）。

市町村による確認は、交付金の適切な交付に欠かせないものであるため、これが適切に実施されることが求められるが、当省の実地調査時点（平成24年8月～11月）では、市町村から示された実績報告に係る書類では、必要な補正がなされておらず、活動組織の活動実績を確実に確認することはできなかった。

これに対し、農林水産省によると、当省の実地調査後、市町村が改めて活動組織への聞き取りや領収書等の関係資料との照合等、確認を行ったところ、全て活動実績が認められたとし、市町村から示された書類の誤記・記載漏れであったとしている。

しかし、本来、市町村は、不備のある書類の補正を活動組織等に指示し、補正された書類を当省に示すべきであったと考えられる。

また、第2期対策においては、農林水産省は、市町村が行う確認業務において、的確かつ効率的な実施に資するため、確認時の着目点を明確にしたチェックシートを導入するなど所要の制度改正を行っている。しかし、今回の調査結果でみられたような事例は、活動組織からの提出書類（実施状況報告書（向上活動においては実績報告書）、活動記録及び金銭出納簿）を相互に参照して確認することが十分にできていなかったことによるものと考えられる。

なお、第2期対策以降、活動組織からの提出書類が削減されたことから、活動組織に対し、第1期対策に引き続き写真の撮影と保管、必要に応じてその提出を求め、活動実績の確認に活用するなどして書類確認を慎重に実施しようとしている市町村もみられた。

表3-(2)-⑩

表3-(2)-⑪

表3-(2)-⑫

<p><b>イ 現地確認</b></p> <p>第1期対策において活動組織に対して市町村が行った現地確認の実績について調査したところ、以下のような状況がみられた。</p> <p>① 現地確認は、活動組織が活動を行ったとする現地に直接赴いて調査・確認するものであるが、書類のみで確認したものを現地確認の実績として報告しているものがみられた（2市）。</p> <p>② 現地確認の実績報告において、年度内に現地確認を行う目安の数を報告しており、実際に現地確認を行っている件数とは異なっている例がみられた（1市）。</p> <p>なお、農林水産省によると、②に挙げた事例について、当省の実地調査後、都道府県が改めて市町村への聞き取りや関係資料との照合等、確認を行ったところ、実績報告どおりの実績が認められたとしている。</p> <p>一方、現地確認により、適切でない活動が行われていたことを把握した場合、文書による指導を行い、改善結果について報告を求めるなど、活動の是正に役立っている市町村もみられた（2市）。</p> <p>現地確認は、書類確認のみでは把握し得ない活動組織の活動実績を必要に応じ現地において調査して確認することから、活動実績を確認する上で有効な手段といえる。また、上記のとおり、第2期対策においては、活動組織が提出する書類が簡素化されているなどのため、書類確認に用いる基本的な情報量が従来よりも減少していることから、現地確認がより重要であると考えられる。</p> <p>農林水産省は、現地確認についても上記の書類確認と同様に、事業の実施要領において、第2期対策から現地確認の確認事項に係るチェックシートを定めている。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、農林水産省は、農地・水保全管理支払交付金の適切な活用を確保する観点から、提出書類に不備がみられた場合、活動組織等に対する補正の指示及び必要に応じて補足確認を行うなど、適切な確認を実施するよう、改めて市町村に指導・助言する必要がある。</p>	<p>表3-(2)-⑬</p> <p>表3-(2)-⑭</p> <p>表3-(2)-⑨ (再掲)</p>
---	--

### 表3-(2)-① 農地・水保全管理支払交付金事業の導入に係る閣議決定等

#### ○ 食料・農業・農村基本計画（平成17年3月閣議決定）（抜粋）

#### 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

##### 3. 農村の振興に関する施策

##### (1) 地域資源の保全管理政策の構築

##### ア 農地・農業用水等の資源の保全管理施策の構築

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本である。しかしながら、こうした資源は、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全・管理が困難となってきた。このような状況に対応するため、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画を得て、これらの資源の適切な保全管理を行うとともに農村環境の保全等にも役立つ地域共同の効果の高い取組を促進する。このため、平成19年度からの必要な施策の導入に向け、地域の実態把握や保全管理の手法の検討等を行う調査を実施する。

#### ○ 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）（抜粋）

#### 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

##### 3. 農村の振興に関する施策

##### (4) 集落機能の維持と地域資源・環境の保全

##### ③ 農地・水・環境保全向上対策

農地・水・環境保全向上対策は、農地、農業用水等の資源や環境の適切な保全管理等を促進することを目的として、「地域ぐるみでの効果の高い共同活動」と「農業者ぐるみでの先進的な営農活動」に対する支援策として実施されているものである。平成22年度には、本対策についての中間評価を実施し、共同活動の強化や環境保全型農業の推進等を図る観点から、これまでの実績や現場の意見も踏まえ、効果と課題を明確化する。

その上で、中山間地域等直接支払制度や、環境保全機能の維持・向上に関する直接的な助成手法（例えば「環境支払」）のあり方も含め、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能の維持の観点から、今後の施策のあり方について検討する。

#### ○ 農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2261号農林水産事務次官依命通知）

#### 第1 趣旨

(略)

また、これまで、「農地・水・環境保全向上対策」や「中山間地域等直接支払制度」の実施により、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源の保全管理を行う取組を支援してきたが、農業用排水路等の老朽化が進む中、更に、地域においてこれらの施設の長寿命化のための補修・更新等を効率的に行う仕組みの構築が必要となっている。

このため、地域共同による農地・農業用水等の基礎的な保全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う取組に対して支援する「農地・水保全管理支払交付金」に係る対策（以下「本対策」という。）を実施する。

(注) 下線は当省が付した。

表3-(2)-② 農地・水保全管理支払交付金の経緯

第1期対策	平成19年度	○農地・水・環境保全向上対策 ・共同活動支援交付金 ・営農活動支援交付金
	20	
	21	
	22	中間評価の実施
	23	平成23年4月 農地・水保全管理支払交付金実施要綱の制定 ○農地・水保全管理支払交付金 ・共同活動支援交付金 ・向上活動支援交付金 ○環境保全型農業直接支援対策 ・環境保全型農業直接支払交付金 ・先進的営農活動支援交付金（平成23年度限り）
第2期対策	24年度～28年度	平成24年4月 新たな農地・水保全管理支払交付金実施要綱の制定

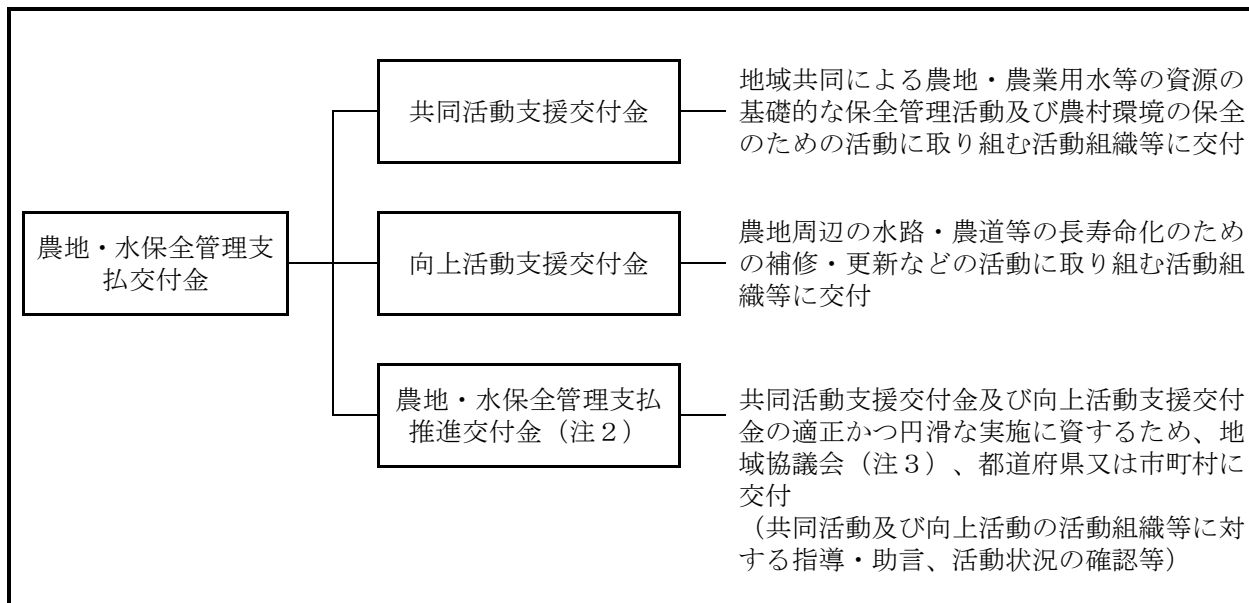
(注) 農林水産省の資料を基に当省が作成した。

表3-(2)-③ 共同活動及び向上活動の概要

区分	第1期対策（向上活動は23年度のみ）	第2期対策
共同活動	<p>地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動</p> <p>○基礎部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>点検活動（遊休農地の発生状況や施設の劣化状況等の確認）</li> <li>計画策定（点検結果を踏まえた年度計画の策定）</li> <li>実践活動（点検結果等を踏まえて実施する活動。例：水路の草刈・泥上げ、農道の砂利補充）</li> </ul> <p>○誘導部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農地・水向上活動（機能診断、補修技術の研修、施設の長寿命化等に資する活動）</li> <li>農村環境向上活動（農村環境の保全向上に資する活動）</li> </ul>	<p>地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動</p> <p>○基礎活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>点検・機能診断（遊休農地の発生状況や施設の劣化状況等の確認）</li> <li>計画策定（点検結果等を踏まえた年度計画の策定）</li> <li>研修（技術力向上や事務手続等に関する研修の受講）</li> <li>実践活動（点検結果等を踏まえて実施する活動。例：水路の草刈り・浚渫、農道の砂利補充）</li> </ul> <p>○農村環境保全活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農村環境の保全に資する活動</li> </ul>
向上活動	<p>水路、農道等の長寿命化のための補修・更新等</p> <p>（例：水路の老朽化箇所の補修、素掘り水路からコンクリート水路への更新）</p>	<p>水路、農道等の長寿命化のための補修・更新、水質や土壌等の高度な保全活動</p> <p>（例：水路の老朽箇所の補修、素掘り水路からコンクリート水路への更新、水田魚道の設置等）</p>

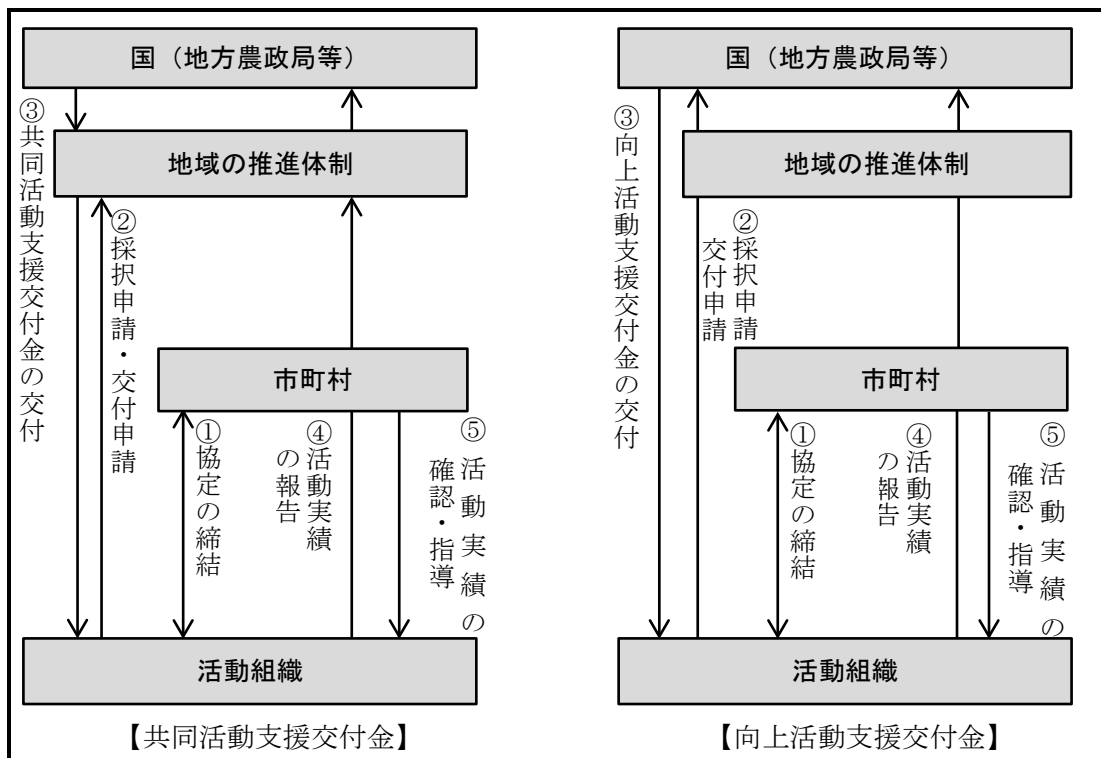
(注) 農林水産省の資料を基に当省が作成した。

表 3-(2)-④ 農地・水保全管理支払交付金の構成



- (注) 1 農林水産省の資料を基に当省が作成した。  
 2 平成 22 年度以前は、農地・水・環境保全向上活動推進交付金。  
 3 都道府県、市町村、農業者団体等、地域の実情に応じて構成される。

表 3-(2)-⑤ 農地・水保全管理支払交付金に係る実施体制図



- (注) 1 地域の推進体制とは、都道府県、市町村、活動組織等から構築されるもの。  
 2 農林水産省の資料を基に当省が作成した。

表3-(2)-⑥ 全国における共同活動及び向上活動の取組状況（都道府県別）

【共同活動】

道府県	活動組織数						取組面積 (ha)					
	平成19年度	20	21	22	23	24	平成19年度	20	21	22	23	24
北海道	476	645	702	705	705	689	257,029	378,722	423,321	425,741	425,577	441,161
青森県	380	380	380	380	380	362	33,319	33,403	33,376	33,348	33,332	34,778
岩手県	410	445	449	453	454	348	41,476	43,905	44,220	44,341	44,245	42,220
宮城県	517	517	517	517	502	512	43,885	43,963	43,949	43,931	42,130	43,865
秋田県	709	709	709	709	707	648	63,359	63,428	63,359	63,319	63,315	68,198
山形県	627	641	641	643	644	567	64,106	65,408	65,365	65,686	65,737	64,393
福島県	594	650	663	673	640	569	36,444	39,398	40,122	40,570	38,149	33,921
茨城県	229	265	295	300	304	299	13,059	14,559	16,062	16,340	16,555	16,808
栃木県	266	371	375	378	378	332	21,719	29,768	30,069	30,168	30,130	28,103
群馬県	142	206	219	222	224	193	8,838	12,161	13,324	13,699	13,897	12,818
埼玉県	149	207	218	219	219	186	6,673	9,133	9,335	9,416	9,416	6,127
千葉県	246	309	321	324	326	285	15,277	18,822	19,584	19,795	19,841	18,991
神奈川県	6	16	16	16	16	18	180	604	628	628	628	674
山梨県	91	105	111	120	128	144	5,695	5,928	6,106	6,303	6,454	6,554
長野県	266	309	315	320	325	308	11,647	13,752	13,877	14,105	14,310	14,627
静岡県	81	143	161	169	174	169	4,600	8,250	9,236	9,633	9,814	10,250
新潟県	840	879	883	884	884	981	48,708	56,656	56,752	56,848	56,750	74,294
富山県	546	645	677	689	691	706	20,692	24,175	25,570	26,027	26,238	27,293
石川県	178	190	199	199	199	206	13,310	13,896	14,208	14,193	14,074	14,547
福井県	578	645	667	670	674	661	23,181	25,331	26,317	26,396	26,442	26,368
岐阜県	519	532	533	533	533	396	25,021	25,399	25,405	25,399	25,388	21,439
愛知県	365	365	365	365	365	317	28,546	28,508	28,407	28,402	28,120	26,794
三重県	234	292	308	315	315	315	11,295	14,077	14,737	15,129	15,129	16,688
滋賀県	771	790	791	791	791	742	33,437	34,009	34,118	34,117	33,949	34,008
京都府	454	493	497	497	497	516	12,982	13,981	14,062	14,059	14,107	14,247
大阪府	10	10	10	10	10	9	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008	1,134
兵庫県	1,736	1,753	1,757	1,760	1,760	1,721	46,253	46,580	46,659	46,726	46,715	46,264
奈良県	125	139	141	141	141	131	3,619	3,900	3,923	3,922	3,915	3,815
和歌山県	85	95	97	97	97	97	3,092	3,396	3,456	3,453	3,445	3,345
鳥取県	246	327	362	392	396	384	6,112	8,690	9,638	10,135	10,159	9,963
島根県	438	477	486	486	493	456	19,148	20,095	20,321	20,316	20,553	19,878
岡山県	262	288	290	290	290	230	9,465	10,942	11,124	11,121	11,124	9,446
広島県	88	102	119	123	126	237	3,148	3,626	4,081	4,193	4,305	8,310
山口県	240	281	308	316	317	334	15,231	16,694	17,241	17,403	17,434	18,239
徳島県	104	104	104	104	104	100	7,812	7,812	7,812	7,812	7,812	7,899
香川県	171	207	217	219	223	221	6,665	7,526	7,819	7,834	7,981	8,093
愛媛県	392	416	424	427	427	363	14,856	15,774	16,143	16,308	16,304	14,595
高知県	141	175	190	194	199	193	4,133	5,200	5,654	5,705	5,914	5,921
福岡県	620	672	685	690	692	701	29,885	31,960	32,366	32,621	32,659	32,839
佐賀県	742	771	771	771	771	755	29,762	30,744	30,735	30,724	30,670	32,204
長崎県	346	423	442	443	444	368	11,844	15,286	15,799	15,921	15,553	14,124
熊本県	690	712	730	733	741	611	47,677	48,700	49,240	49,510	49,570	47,898
大分県	353	476	493	493	493	504	11,755	15,333	15,870	15,803	15,767	16,926
宮崎県	197	261	298	301	301	254	10,347	12,763	14,552	14,702	14,710	13,258
鹿児島県	416	489	530	529	529	485	25,400	29,290	30,786	31,081	31,098	30,838
沖縄県	46	46	48	48	48	39	8,745	8,809	9,405	9,402	9,402	10,895
全国計	17,122	18,973	19,514	19,658	19,677	18,662	1,160,430	1,361,364	1,425,144	1,433,293	1,429,826	1,455,049

(注) 1 農林水産省の資料を基に当省が作成した。

2 「取組面積」は、道府県別数値の小数点以下を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

3 平成24年度実績は、平成25年3月31日時点の数値を取りまとめたものである。

4 平成24年度の活動組織数は、農地・水・環境保全組織（計520組織）を含む。



【向上活動】

道府県	活動組織数		取組面積 (ha)		補修・更新等整備施設					
	平成 23 年度	24	平成 23 年度	24	水路 (km)		農道 (km)		ため池 (か所)	
					平成 23 年度	24	平成 23 年度	24	平成 23 年度	24
北海道	28	52	2,924	16,189	14	18	3	7	1	2
青森県	30	33	1,136	1,266	5	4	0	0	1	1
岩手県	134	4	12,047	78	35	-	0	-	0	-
宮城県	66	2	2,289	-	11	-	0	-	2	-
秋田県	59	109	2,032	4,097	15	27	1	4	0	0
山形県	198	240	10,690	16,887	24	46	3	7	0	3
福島県	31	33	1,360	1,350	7	5	1	1	0	1
茨城県	111	128	3,691	5,685	11	15	1	1	12	17
栃木県	109	120	6,516	7,245	19	25	4	8	4	0
群馬県	48	75	3,008	5,149	4	4	0	0	5	3
埼玉県	33	42	635	872	1	4	0	0	1	1
千葉県	84	102	4,893	6,729	13	17	4	4	6	8
神奈川県	3	4	54	125	0	0	0	0	0	0
山梨県	43	75	1,192	2,258	9	3	1	2	1	3
長野県	118	166	4,676	6,765	10	15	2	4	2	5
静岡県	25	46	2,494	5,277	7	8	0	2	0	0
新潟県	230	373	10,890	26,421	42	56	12	26	7	11
富山県	150	150	5,665	5,681	15	13	4	3	3	0
石川県	32	40	1,250	1,675	3	6	1	2	0	0
福井県	346	438	13,296	16,851	61	61	11	18	8	9
岐阜県	140	295	6,357	14,114	12	36	4	6	1	8
愛知県	75	97	5,676	8,808	12	16	2	1	4	4
三重県	47	54	2,078	2,071	14	17	1	1	3	2
滋賀県	61	103	2,820	4,520	6	8	0	0	0	0
京都府	378	463	9,891	11,904	31	30	16	18	30	18
大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	932	1,032	26,675	29,312	66	80	27	32	54	118
奈良県	29	96	1,295	2,721	1	6	2	3	4	5
和歌山県	61	66	1,954	2,149	3	4	2	1	9	7
鳥取県	397	423	9,408	10,117	29	40	9	10	13	19
島根県	145	288	5,486	13,112	16	31	8	17	10	12
岡山県	47	91	1,740	4,016	3	8	2	6	5	2
広島県	40	57	1,216	3,140	1	5	3	4	5	2
山口県	127	162	6,543	8,783	15	19	6	8	13	15
徳島県	35	36	1,141	1,169	3	2	0	0	1	5
香川県	91	124	3,454	4,450	6	7	2	2	5	11
愛媛県	126	145	3,843	7,041	9	12	1	2	3	5
高知県	82	157	2,221	4,609	7	12	2	7	0	2
福岡県	59	99	3,998	7,155	10	16	2	3	4	6
佐賀県	277	347	9,796	12,440	33	33	5	9	2	7
長崎県	144	206	6,413	8,639	8	18	5	6	16	18
熊本県	323	489	17,522	36,010	46	96	32	34	11	21
大分県	28	79	983	3,392	2	7	0	0	0	0
宮崎県	133	159	4,835	6,162	12	10	5	11	2	2
鹿児島県	142	159	7,101	8,901	12	13	8	10	4	1
沖縄県	14	17	3,800	3,954	3	1	6	5	26	20
全国計	5,811	7,476	236,982	349,290	665	853	199	285	278	374

(注) 1 農林水産省の資料を基に当省が作成した。

2 「取組面積」及び「補修・更新等施設」は、道府県別数値の小数点以下を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

3 平成 24 年度実績は、平成 25 年 3 月 31 日時点の数値を取りまとめたものである。

4 平成 24 年度の活動組織数は、農地・水・環境保全組織（計 309 組織）を含む。

表3-(2)-⑦ 活動組織が毎年度、市町村長に提出する活動実績報告書類

区分	第1期対策（向上活動は23年度のみ）	第2期対策
共同活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施状況報告書</li> <li>・基礎支援対象活動実施状況報告書（※）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>… 活動計画において実施することとした活動項目について、対象施設ごとに、計画どおり実施した項目や実施する必要のない項目に、「○」印等を付して活動実施状況を報告(実施する活動項目数の割合が活動実施の要件にもなっており、国においては、それぞれの活動において要件を定めている。)</li> </ul> </li> <li>・実施状況調書（※）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>… 支出入の実績を記載</li> </ul> </li> <li>・作業写真整理帳（※）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>… 活動時の実施状況を写真で記録し、活動日や対象施設、活動項目等を記載して整理</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施状況報告書</li> <li>・活動記録</li> <li>・金銭出納簿</li> </ul>
向上活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書                             <ul style="list-style-type: none"> <li>… 交付金の精算額（国・地方別）、交付決定日、事業完了日、対象施設別（水路、農道等）の補修・更新を行った量及びその金額等を記載</li> </ul> </li> <li>・活動記録                             <ul style="list-style-type: none"> <li>… 活動日時、参加者数、対象施設、活動内容（設計、施工等）、日当の支出の有無等を一覧にして記録</li> </ul> </li> <li>・作業日報（※）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>… 活動内容について、作業記事、写真、参加者名簿も記載するなど、日報単位で詳細に記録</li> </ul> </li> <li>・金銭出納簿                             <ul style="list-style-type: none"> <li>… 支出入の状況について、支出入日、支出入の内容、対象施設別（水路、農道等）の支出内訳、当該支出に係る領収書の番号等を記載</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書</li> <li>・活動記録</li> <li>・金銭出納簿</li> </ul>

- (注) 1 農林水産省の資料を基に当省が作成した。  
 2 上記の第1期対策における実施状況報告書以外の書類は、実施状況報告書に添付して提出するよう定められている。これらのうち、※印を付した書類は第2期対策において整理・削減され、実施状況報告書（向上活動は実績報告書）、活動記録及び金銭出納簿に記載内容が統合された。

表 3-(2)-⑧ 市町村による現地確認の方法

区分	第 1 期対策（向上活動は 23 年度のみ）	第 2 期対策
共同活動	<p><b>1 事前準備</b></p> <p>(1) 現地確認計画（確認の時期、体制、方法等）の策定</p> <p>(2) 関係機関（土地改良区等）への協力要請（必要に応じて要請）</p> <p><b>2 現地確認の方法</b></p> <p>(1) 現地において、協定に規定された対象活動の実施状況について、調査及び確認を行う。</p> <p>(2) 市町村のみで確認を行うことが困難と判断される場合は、対象活動組織の構成員、土地改良区等の関係機関の立会いを求める。</p>	<p><b>1 事前準備</b></p> <p>(1) 現地確認計画（確認の時期、体制、方法等）の策定</p> <p>(2) 関係機関（土地改良区等）への協力要請（必要に応じて要請）</p> <p><b>2 現地確認の方法</b></p> <p>(1) 現地において、対象組織の構成員の立会いの下、協定に規定された対象活動の実施状況について、調査及び確認を行う。</p> <p>(2) 市町村のみで確認を行うことが困難と判断される場合は、対象活動組織の構成員、土地改良区等の関係機関の立会いを求める。</p> <p>(3) チェックシート（注 2）により確認を行い、実施状況報告書に添付の上、事業実施主体に提出するとともに、確認通知書に添付の上、対象活動組織に送付する。</p>
向上活動	<p><b>1 事前準備</b></p> <p>(1) 現地確認計画（確認の時期、体制、方法等）の策定</p> <p>(2) 関係機関（土地改良区等）への協力要請（必要に応じて要請）</p> <p><b>2 現地確認の方法</b></p> <p>(1) 現地において、活動組織の構成員の立会いの下、協定に規定された対象活動の実施状況について、調査及び確認を行う。</p> <p>(2) 市町村のみで確認を行うことが困難と判断される場合は、対象活動組織の構成員、土地改良区等の関係機関の立会いを求める。</p>	<p><b>1 事前準備</b></p> <p>(1) 現地確認計画（確認の時期、体制、方法等）の策定</p> <p>(2) 関係機関（土地改良区等）への協力要請（必要に応じて要請）</p> <p><b>2 現地確認の方法</b></p> <p>(1) 現地において、活動組織の構成員の立会いの下、協定に規定された対象活動の実施状況について、調査及び確認を行う。</p> <p>(2) 市町村のみで確認を行うことが困難と判断される場合は、対象活動組織の構成員、土地改良区等の関係機関の立会いを求める。</p> <p>(3) チェックシート（注 2）により確認を行い、実施状況報告書に添付の上、都道府県知事が定めた者を経由して地方農政局長等に提出するとともに、確認通知書に添付の上、対象活動組織に送付する。</p>

(注) 1 「農地・水・環境保全向上対策実施要領」（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農振第 1778 号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）並びに「農地・水保全管理支払交付金実施要領」（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2262 号農林水産省農村振興局長通知及び平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2343 号農林水産省農村振興局長通知）を基に当省が作成した。

2 平成 24 年 4 月に制定された上記「農地・水保全管理支払交付金実施要領」において、様式が規定された（表 2-(1)-③参照）。

表 3-2-(2)-⑨ 現地確認用チェックシート (抜粋)

(別記3-1様式第3号) 共同活動支援 実施状況確認チェックシート(現地確認用)

活動組織名	確認者(所属、氏名)	確認年月日:平成 年 月 日
立会者(構成員)	関係機関の立会者(所属、氏名)	

現地確認結果

(1) 活動の実施状況の確認

対象活動	計画	実施	確認内容	チェック欄
1. 農用地				
①遊休農地発生防止のための保全管理等を実施した箇所を確認			当該年度に、遊休農地発生防止のための保全管理等を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
②畦畔・農用排水面・防風林等の草刈り			当該年度に、畦畔・農用排水面等の草刈り等を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
③畦畔・農用排水面等の補修			当該年度に、畦畔の草刈り等、農用地の保全管理のための必要な取組を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
④施設の適正管理			当該年度に、農産物貯蔵施設等の適正管理等、施設の適正管理のために必要な取組を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
⑤異常気象時の対応			当該年度に、異常気象後に応急措置を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
2. 水路				
①水路の草刈り			当該年度に、水路及び付帯施設(ポンプ房、調整施設等)やその周辺部について、草刈りを実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
②水路の泥上げ			当該年度に、水路及びポンプ吸水機等について泥上げを実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
③水路の適正管理			当該年度に、水路沿道のほろみ修立等、施設の適正管理のために必要な取組を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
④付帯施設の適正管理			当該年度に、ポンプ等の保守管理の徹底等、施設の適正管理のために必要な取組を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
⑤異常気象時の対応			当該年度に、異常気象後に応急措置を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
3. 農道				
①路肩・法面の草刈り			当該年度に、路肩・法面の草刈りを実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
②側溝の泥上げ			当該年度に、点検及び機能診断結果に基づいて、側溝の泥上げを実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
③農道の適正管理			当該年度に、砂利の補充等、施設の適正管理のために必要な取組を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
④付帯施設の適正管理			当該年度に、側溝の目地詰り等、施設の適正管理のために必要な取組を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
⑤異常気象時の対応			当該年度に、異常気象後に応急措置を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
4. ため池				
①ため池の草刈り			当該年度に、草刈りを実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
②ため池の泥上げ			当該年度に、点検及び機能診断結果に基づいて、泥上げを実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
③堤体の適正管理			当該年度に、運送コンクリートの補修等、施設の適正管理のために必要な取組を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
④付帯施設の適正管理			当該年度に、かんがい期前の施設の状態・除菌等、施設の適正管理のために必要な取組を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
⑤異常気象時の対応			当該年度に、異常気象後に応急措置を実施した箇所を確認	<input type="checkbox"/>
5. 農村防災安全活動				
農業用水の保全			・灌漑したテマに基づき実施した取組について、実施箇所を確認	<input type="checkbox"/>
農地の保全			・共同活動支援(共同活動)において実施した施設がある場合、農付帯区域を活動により維持管理がなされていることを確認	<input type="checkbox"/>
地域環境の保全				<input type="checkbox"/>

注1:「計画」欄には、実施状況報告書に記載されている「○」、「●」、「△」を転記する。  
注2:現地調査を実施した項目について、該当する内容について確認した後、「チェック欄」に「し」を記入する。

(2) 活動の実施についての所見

(別記3-1様式第5号)

向上活動支援 実施状況確認チェックシート(現地確認用)

確認年月日:平成 年 月 日

市町村名	確認者(所属、氏名)
対象組織名	関係機関の立会者(所属、氏名)
立会者(構成員)	

現地確認結果

(1) 活動の実施状況の確認

対象施設	事業量		確認内容(活動の実施)	チェック欄
	補修	更新等		
1. 水路				
水路本体	m	m	施工箇所・延長について、現地で確認(延長については図測でも可能)。	<input type="checkbox"/>
付帯施設	箇所	箇所	施工箇所・延長について、現地で確認(延長については図測でも可能)。	<input type="checkbox"/>
2. 農道				
農道本体	箇又は箇所	箇又は箇所	施工箇所・延長について、現地で確認(延長については図測でも可能)。	<input type="checkbox"/>
付帯施設	箇又は箇所	箇又は箇所	施工箇所・延長について、現地で確認(延長については図測でも可能)。	<input type="checkbox"/>
3. ため池				
堤体本体	箇所	箇所	施工箇所について、現地で確認。	<input type="checkbox"/>
付帯施設	箇又は箇所	箇又は箇所	施工箇所・延長について、現地で確認(延長については図測でも可能)。	<input type="checkbox"/>
4. 農地に係る施設				
農地に係る施設			施工箇所について、現地で確認。	<input type="checkbox"/>

注1:事業量は、実施報告書の「4. 事業の取組」に記入されている事業量を記入する(付帯の施設については「し」を記入する)。  
注2:該当する内容について確認した後、「チェック欄」に「し」を記入する。  
注3:地下に埋設されるなど現地で活動の実施状況を確認できない施設については、納品書、写真等で確認する。

(2) 活動の実施についての所見

注:実施報告書の事業量と合致しない場合は、現地で確認した事業量に修正して、実施報告書の再提出を求める旨を記入する。

(注) 農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成24年4月制定)から抜粋した。

表3-(2)-⑩ 活動組織が提出する活動実績報告書類に関する不備等がみられたもの

都道府県	市町村	不備がみられた活動組織数		
			①	②
北海道	深川市	3	3	0
	新十津川町	5	5	0
秋田県	横手市	1	1	0
山形県	小国町	1	1	0
千葉県	野田市	2	2	0
長野県	飯山市	1	1	0
三重県	津市	4	4	1
	伊勢市	2	2	2
奈良県	橿原市	1	1	0
京都府	京都市	2	2	0
	亀岡市	3	3	0
広島県	三原市	3	3	0
	安芸高田市	3	3	0
島根県	出雲市	2	2	0
	雲南市	4	4	0
岡山県	笠岡市	2	2	0
	美作市	3	3	0
福岡県	大牟田市	1	1	0
熊本県	山鹿市	1	1	0
大分県	宇佐市	5	5	1
	臼杵市	7	7	0
合計	21	56	56	4

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 表頭の記号は、以下の内容を示す。  
 ① 活動計画、作業写真整理帳、活動記録、金銭出納簿等において、活動時期や内容等の記載が整合していないもの、記載漏れが見られたもの。  
 ② 実績報告書類の不備等により追加の確認を要すると思われるものについて、市が補足確認を行っていないもの、又は、活動組織への聞き取りや関係資料との照合等により補足確認を行ったとしているが、市町村が補足確認を行った結果を書類上確認できないもの。  
 3 同一の活動組織において、①欄及び②欄の両方に該当する場合があるため、内訳と計は一致しない。

**表3-(2)-① 活動組織が提出する活動実績報告書類に関する不備等がみられたものの例**

i) 活動計画、作業写真整理帳、活動記録、金銭出納簿等において、活動時期や内容等の記載が整合していないもの、記載漏れがみられたもの

市町村	活動組織	概要
小国町	田沢頭グリーンネット	平成22年度の金銭出納簿において、活動実施日欄及び領収書番号欄が記載されていない。このため、「活動記録」と照合しても活動実績の確認ができない状況となっている。 また、活動組織が保管している金銭出納簿においては、領収書番号欄の記載はあり領収書との照合が可能だが、活動実施日欄の記載はなく、「活動記録」との照合による活動実績の確認ができない状況となっている。 ⇒ これについて、当省の調査後、農林水産省によると、町が改めて活動組織への聞き取りや活動記録簿、納品書等との照合、確認を行ったところ、実績報告どおりの実績が認められたとしている。
出雲市	入南・鍵ヶ崎農地・水保全活動組織	金銭出納簿において、平成23年12月29日に「舗装工事委託費」として124万9,658円を支出しているが、活動実施日欄には工事日が記載されていない。 ⇒ これについて、当省の調査後、農林水産省によると市が改めて活動組織への聞き取りや活動記録簿、納品書等との照合等、確認を行ったところ、実績報告どおりの実績が認められたとしている。
大牟田市	大牟田昭和開環境委員会	金銭出納簿において、平成24年1月10日に「護岸工事費(コンクリート柵工)」として委託費257万2,500円、「護岸工事用土代金」として購入・リース費5万円を支出しているが、活動実施日欄には工事日が記載されていない。 また、活動記録には、該当する工事を実施した記録、立会いや完了確認の記録もない。作業写真整理帳には写真が添付されていない。 ⇒ これについて、当省の調査後、農林水産省によると市が改めて契約書や工事写真等との照合等、確認を行ったところ、実績報告どおりの実績が認められたとしている。

(注) 当省の調査結果による。

ii) 実績報告書類の不備等により追加の確認を要すると思われるものについて、市が補足確認を行っていないもの

市町村	活動組織	概要
伊勢市	一色資源等保全協議会	基礎支援対象活動実施状況報告書において、農用地、開水路、ため池及び農道に係る「機能診断・補修技術の研修」を実施したと記載しており、当該研修の資料として「用水路補修計画図」が添付されている。 上記の事例について、伊勢市は、作業写真整理帳に付された会合の写真で研修が実施されたと判断していたが、研修内容までは確認していないとしており、確認を十分に行っていない。 ⇒ これについて、当省の調査後、農林水産省によると、市が改めて活動組織へ確認を行ったところ、研修資料、活動組織への聞き取りにより研修会の実施が確認されたとしている。
	津村町地区農地・水・環境保全会	基礎支援対象活動実施状況報告書(誘導部分-農地・水向上活動)において、「年度活動計画の策定」並びに、農用地、開水路、ため池及び農道に係る「機能診断・補修技術の研修」を実施したとし、各活動に該当する写真は作業写真整理帳に付された5番目の写真であるとしている。 しかし、当該写真に付された説明表の活動区分欄をみると、「農地・水向上活動」にはチェックがなく、同表の活動項目欄には、「共同作業計画の策定 景観形成・生活環境保全計画の策定」との記載はあるが、上記の「機能診断・補修技術の研修」は記載されていない。 また、当該写真からは、機能診断・補修技術の研修を実施したかどうかの判断が困難となっている。 上記の事例について、伊勢市は、当該写真(会合の写真)から研修と判断したが、研修内容までは確認していないとしており、確認を十分に行っていない。 ⇒ これについて、当省の調査後、農林水産省によると、市が改めて活動組織へ確認を行ったところ、研修資料、活動組織への聞き取りにより研修会の実施が確認されたとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表3-(2)-⑫ 書類確認用チェックシート(抜粋)

(別記3-1 様式第2号)

共同活動支援 実施状況確認チェックシート(書類確認用)

確認年月日: 平成 年 月 日

対象組織名	確認者 (所属、氏名)
市町村名	確認者 (所属、氏名)
対象組織名	現地確認立会人

注: 現地確認立会人は、(1)共同活動支援交付金を受け持つが、農道等の保全管理活動の実施状況確認を実施する主体に記入する。

(別記3-1 様式第4号)

向上活動支援 実施状況確認チェックシート

確認年月日: 平成 年 月 日

市町村名	確認者 (所属、氏名)
対象組織名	現地確認立会人

注: 現地確認立会人は、(1)共同活動支援交付金を受け持つが、農道等の保全管理活動の実施状況確認を実施する主体に記入する。

1. 書類確認

事項	確認項目とその内容	チェック欄
①収入の額	確認項目とその内容 (確認内容) 実施状況報告書の「収入の部」と金銭出納簿の「収入」欄の金額が一致していることを確認。	<input type="checkbox"/>
②支出の額	(確認内容) 実施状況報告書の「支出の部」と金銭出納簿の「支出」欄の金額が一致していることを確認。	<input type="checkbox"/>
③計画	(確認内容) 活動計画に位置づけた活動項目について、計画欄に「○」または「―」が記入されていることを確認。	<input type="checkbox"/>
④実施	(確認内容) 実施欄に「○」が記入されている場合「実施日または未実施理由」欄に記入された実施日が活動記録と一致していることを確認。	<input type="checkbox"/>
⑤実施	(確認内容) 実施欄に「●」が記入されている場合「実施日または未実施理由」欄に未実施理由が記入されていることを確認。	<input type="checkbox"/>
⑥実施	(確認内容) 活動計画に位置づけた遊休農地解消面積が記入されていることを確認。「実施日または未実施理由」欄に記入された実施日が活動記録と一致していることを確認。	<input type="checkbox"/>
⑦実施	(確認内容) 地域活動指針に基づき定める要件において、独自の要件が定められている場合独自の要件が達成されていることを活動記録により確認。	<input type="checkbox"/>

(注) 「確認項目とその内容」に該当しない場合は、チェック欄に「該当なし」と記入。

2. 活動の実施状況についての所見

(注) 農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成24年4月制定) から抜粋した。

(別記3-1 様式第4号)

向上活動支援 実施状況確認チェックシート

確認年月日: 平成 年 月 日

市町村名	確認者 (所属、氏名)
対象組織名	現地確認立会人

注: 現地確認立会人は、(1)共同活動支援交付金を受け持つが、農道等の保全管理活動の実施状況確認を実施する主体に記入する。

1. 書類確認

事項	確認項目とその内容	チェック欄
①予算額	確認項目とその内容 (確認内容) 実施報告書の「予算額」と金銭出納簿の「収入」欄の合計の金額が一致していることを確認。	<input type="checkbox"/>
②精算額	(確認内容) 実施報告書の「精算額」と金銭出納簿の「支出」欄の合計の金額が一致していることを確認。	<input type="checkbox"/>
③事業終了の時期	(確認内容) 活動記録のうち一番遅い活動日が、実施報告書の交付済日以後となっていることを確認(交付済日前に事業着手している場合は、交付済日前着手日(様式第2-5号)が提出されていることを確認)	<input type="checkbox"/>
④事業完了の時期	(確認内容) 実施報告書の事業完了日が、活動記録のうち一番遅い活動日以後となっていることを確認。	<input type="checkbox"/>
⑤活動	(確認内容) 実施報告書のある実施内容について、それぞれ活動記録で活動が実施されていることを確認。	<input type="checkbox"/>
⑥支出額	(確認内容) 金銭出納簿に記載された主要な支出項目の領収書を確認。	<input type="checkbox"/>

注: すべての項目について確認した後、チェック欄に「○」を記入する。

2. 共同活動支援交付金を受けずに行う水路・農道等の保全管理活動の実施状況確認

要綱別紙第2の3及び4の対象組織について、水路・農道等の保全管理活動の実施状況の現地確認を行う

施設区分	実施時期	適否	適否	適否	適否	保全管理の状況の適否	概要
水路	平成 年 月	適	否	適	否		
農道	平成 年 月	適	否	適	否		
ため池	平成 年 月	適	否	適	否		

- 注: 1 「実施時期」は、現地確認立会人がその聞き取りにより記入する。複数回実施している場合には、最終実施時期を記入する。
- 2 「保全管理の状況の適否」は、水路・農道等の保全管理活動が適正に行われていることを目視及び聞き取り等により確認する。
- 3 「保全管理の状況の適否」欄の( )には、否と判定した理由を具体的に記入する。
- 4 保全管理が適切に実施されていない場合には、活動を適正に実施するように指導する。指導を踏まえた活動の実施状況を再確認し、「概要」欄に是正措置を記入する。
- 5 該当する施設がない場合には、「概要」欄に「該当なし」と記入する。
- 6 農地に係る活動を実施する場合は、農地についても同様の保全管理活動の確認を行う。この場合は行を追加して記入するものとする。

表3-(2)-⑬ 現地確認を適切に行っていない例

○事例1 書類による確認や、日常業務の中での訪問を現地確認と誤認していた例

市町村 概要

京都市は、推進事業実績報告書（欄外注）において、平成19年度から23年度までに市内で活動した全ての共同活動組織及び向上活動組織について現地確認を実施したと報告している。  
また、向上活動実施状況報告書においても、平成23年度に同市内で向上活動を実施した全ての活動組織について現地確認を実施したと報告している。

表1 推進事業実績報告書及び向上活動実施状況報告書における現地確認の実施状況  
(単位：活動組織)

年度		19	20	21	22	23
共同活動実施組織数		15	16	18	18	18
現地 確認数	推進事業実績報告書記載	15	16	18	18	18
	要綱・要領に基づく実際の現地確認実績	0	0	0	0	0
向上活動実施組織数						8
現地 確認数	推進事業実績報告書記載					8
	向上活動実施状況報告書記載					8
	要綱・要領に基づく実際の現地確認実績					0

(注) 京都市に対する調査結果、京都府から提出された推進事業実績報告書及び京都府協議会から提出された向上活動実施状況報告書に基づき当省が作成した。

しかし、同市では、平成19年度以降、活動組織が保管する領収書等の書類確認を現地確認として認識していたとしており、向上活動実施状況報告書及び推進事業実績報告書において、現地確認を実施したと記載していた。また、近畿農政局が示す内容（共同活動及び向上活動の対象である施設の補修・更新実施時又は実績報告書提出時点・提出後に補修・更新した施設の出来映え等の確認。表2参照）に該当する現地確認については、平成19年度以降、未実施であるとしている。

表2 「現地確認」に関する近畿農政局が指導している「現地確認」の内容

項目	内容
確認時点	施設補修・更新実施時又は実績報告書提出時点・提出後
確認対象	当該年度及び過年度に補修・更新した施設
確認方法	実績報告書記載の実施数量・出来映えを現地確認 なお、書類確認のみの場合は現地確認には該当しない。ただし、地中の施設等、現地で確認できないものは工事写真等による確認も可とする。

(注) 近畿農政局への調査結果に基づき当省が作成した。

亀岡市は、推進事業実績報告書において、平成19年度から23年度までに市内で活動した共同活動組織及び向上活動組織について現地確認を実施した旨を報告している。このうち、平成22年度及び23年度の実績をみると、市内全ての活動組織に対して現地確認を実施した旨を報告している。

表 推進事業実績報告書と向上活動実施状況報告書における現地確認の実施状況  
(単位：活動組織)

年度		19	20	21	22	23
共同活動実施組織数		47	57	57	57	57
現地 確認数	推進事業実績報告書記載	2	3	5	57	57
	要綱・要領に基づく実際の現地確認実績	0	0	0	0	0
向上活動実施組織数						47
現地 確認数	推進事業実績報告書記載					47
	向上活動実施状況報告書記載					9



	要綱・要領に基づく実際の現地確認実績					9
<p>(注) 亀岡市に対する調査結果、京都府から提出された推進事業実績報告書、京都府協議会から提出された向上活動実施状況報告書に基づき当省が作成した。</p> <p>しかし、同市では、平成 19 年度以降、日常業務の際の活動組織への訪問及び他の交付金に係る確認の際に併せて行ったものを現地確認として認識していたとしており、向上活動実施状況報告書及び推進事業実績報告書において、現地確認を実施したと記載していた。また、近畿農政局が示す内容（共同活動及び向上活動の対象である施設の補修・更新実施時又は実績報告書提出時点・提出後に補修・更新した施設の出来映え等の確認。表 2 参照）に該当する現地確認については、平成 19 年度以降、未実施であるとしている。</p> <p>なお、平成 23 年度に現地確認を実施したとする向上活動の 9 組織については、向上活動実施報告書に実施要領（平成 24 年度）に基づく「実施状況確認チェックシート（現地確認用）」が添付されており、実施要綱・要領に基づく現地確認が行われたことが確認できる。</p>						

### ○事例 2 現地確認の実績報告が不正確な例

珠洲市は、下表のとおり、推進事業実績報告書及び向上活動実施状況報告書において、現地確認実績を報告している。

共同活動については、推進事業実績報告書において、平成 19 年度から 23 年度までの毎年度、10 組織の現地確認を行った旨報告している。しかし、珠洲市は、他業務で市内各地域を訪問する際に合わせて現地確認を実施しているため、10 組織という数字は目安であり、年度によって 10 組織より多いことも少ないこともあると説明しており、不正確な実績報告が行われている。

表 推進事業実績報告書と向上活動実施状況報告書による現地確認の実施状況

(単位：活動組織)

年度		19	20	21	22	23
共同活動実施組織		16	16	16	16	16
現地確認数	推進事業実績報告書記載	10	10	10	10	10
向上活動実施組織						2
現地確認数	推進事業実績報告書記載					2
	向上活動実施状況報告書記載					2

(注) 1 当省の調査結果による。

2 推進事業実績報告書とは、農地・水保全管理支払交付金事業において、共同活動支援交付金及び向上活動支援交付金の適正かつ円滑な実施に資するため、市町村長が農地・水保全管理支払推進交付金により行う、活動状況の確認事務の実績（市町村長が活動状況を確認した活動組織数等）を都道府県知事に報告するものである。

### 表 3-(2)-⑭ 現地確認の結果を基に活動組織に是正させている例

市町村	概要
深川市	<p>深川市は、共同活動の現地確認において、i) 畦畔・農用地法面等の草刈りについて、現地の草の長さがおおむね 20cm 以上である場合、ii) 畦畔の崩落、用排水路の破損、野焼きがみられるなど改善を要すると判断した場合に、活動組織に対して文書により通知し、改善対応後の結果報告（写真の送付）を求めている。</p> <p>同市が平成 23 年 7 月に現地確認を行った際、活動組織において、畦畔・農用地法面等の草刈りが適切に行われていない箇所がみられたため、改善指導を行った。</p>
出雲市	<p>出雲市は、共同活動の現地確認を行った際、共同活動支援交付金の対象農用地内に農業用小屋等が建っていることを確認したため、その分の対象面積を減じ、当該活動組織への当該交付金を精算したことがある。</p>

(注) 当省の調査結果による。